

令和 7 年 第 4 回

伊根町議会定例会会議録

令和 7 年 12 月 18 日（第 2 号）

伊 根 町 議 会

令和7年第4回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和7年12月18日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開議	令和7年12月18日 9時30分			議長	佐戸仁志	
	閉会	令和7年12月18日 11時10分			議長	佐戸仁志	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副町長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教育長	岩 佐 好 正	○	教育次長	横 川 純	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○				
住民生活課長	森 田 連 三	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	奥 野 日 菜	○	
会 議 録 署 名 議 員	4 番	向井久仁子		6 番	大 谷 功		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和7年 第4回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和7年12月18日(木)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 水田畦畔管理の支援について 大谷 功
国保均等割助成について
- 5歳児健診の導入に向けた体制整備と、切れ目のない就学前支援の強化について 山根 朝子
- 新店舗ゴダイについて 上辻 亨

日程第 3 議案第75号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

日程第 4 議案第83号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第 5 議案第77号 令和7年度伊根町一般会計第5回補正予算

日程第 6 議案第78号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算

日程第 7 議案第79号 令和7年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算

日程第 8 議案第80号 令和7年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算

日程第 9 議案第81号 令和7年度伊根町簡易水道事業会計第3回補正予算

日程第10 議案第82号 令和7年度伊根町下水道事業会計第2回補正予算

- 日程第 1 1 議案第 8 4 号 令和 7 年度亀島本庄浜線法面防災工事（本庄浜工区）変更請負契約の締結について
- 日程第 1 2 意見書案第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について
- 日程第 1 3 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 水田畦畔管理の支援について 大谷 功
国保均等割助成について
- 5歳児健診の導入に向けた体制整備と、切れ目のない就学
前支援の強化について 山根 朝子
- 新店舗ゴダイについて 上辻 亨

日程第 3 議案第75号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

日程第 4 議案第83号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第 5 議案第77号 令和7年度伊根町一般会計第5回補正予算

日程第 6 議案第78号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算

日程第 7 議案第79号 令和7年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算

日程第 8 議案第80号 令和7年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算

日程第 9 議案第81号 令和7年度伊根町簡易水道事業会計第3回補正予算

日程第10 議案第82号 令和7年度伊根町下水道事業会計第2回補正予算

日程第11 議案第84号 令和7年度亀島本庄浜線法面防災工事（本庄浜工区）変更請負契約の締結について

日程第 1 2 意見書案第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准
を求める意見書の提出について

日程第 1 3 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和7年12月18日(木)
午 前 9時30分 開議

◎ 開議の宣言

- 議長(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。
令和7年最後の議会となりました。活発な議論など、よろしくお願ひいたします。
ただいまの出席議員は全員です。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(佐戸仁志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において
4番、向井議員
6番、大谷議員を指名いたします。
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いしたいと思います。

◎ 日程第2 一般質問

- 議長(佐戸仁志君) 日程第2、これから一般質問を行います。
最初に、水田畦畔管理の支援について及び国保均等割助成についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。
- 6番(大谷 功君) 皆さん、おはようございます。
それでは、通告に基づきまして、一般質問をいたします。
2025年農林業センサス概要版が発表されました。その中で、全国の基幹的農業従事者数は10年で4割減少し、約102万人になる一方で、法人経営体が増え、20ha以上の経営体の面積シェアは5割を超えたということでもあります。単に数字だけ見れば、農家の減少が法人化と規模拡大を進めたということになります。しかし、その平均年齢は67.6歳で、70歳以上がその55%を占めるという状況であります。
長く農業を支えてきた世代の大量引退が迫り、今後も担い手の急減は必至と見ております。このまま規模拡大、離農増加が進んだ先に、どんな農業の未来が待ち受けるのか。平場の農業とは違う中山間・山間地農業では、答えは一つではない、複雑に絡み合う因果関係をどう好循環につなげていくかがより大切になり、大変悩ましいところでもあります。
伊根町でも農家の高齢化が進み、担い手に農地を預ける動きが加速している中ですが、当町のような中山間地域では、水田一枚一枚の面積が大変小さく、畦畔が多くなる傾向にあり、草刈りだけでも非常に手間がかかる現状があります。急傾斜の中山間地域ほど、労力とコストがかさみます。
特に難儀なのは、熱中症など危険が伴う真夏の草刈りであります。けがのリスクも付きまといませんが、病害虫や獣害対策、景観保全を考えれば、省くことができない必要不可欠の作業であります。あぜの草刈りが行き届かず、景観の悪化や病害虫の発生、除草剤の過剰使用といった問題が頭在化しつつあることも、全国的な課題として挙げられるようになりました。
担い手からは、草刈りが大変で、これ以上の受託は限界だなどの声が聞こえるのも事実であります。畦畔管理は、農家が担い手に農地を預けると、水管理や草刈りに関心が希薄になりがちという課題もあり、農業の根幹に関わる問題として、早急に畦畔管理の支援が必要だと考えます。
そこで、認定農業者・法人などが水田畦畔の草刈りを地域住民や外部委託をした場合に、1時間当たり1,500円程度の草刈り費用を補助する制度を提案いたします。
ロボットや遠隔操作が可能な草刈り機が普及をし、刈払い機を使った作業に比べ、危険を伴う作

業が減らせる環境は整ってきました。安全性が担保できれば、シルバー人材センターや農福連携など、地域の多様な人材の登用も飛躍的に見込めます。あわせて、ラジコン草刈り機、スパイダーモアなど資機材の導入、安全対策などを総合的に支援をすべきだと考えています。

農業を支える仕組みは、これからの地域社会において、ますます重要性・必要性を増していくと考えられます。特に自然環境の厳しい中山間地域では、こうした柔軟で現実的な支援制度が、持続可能な農業経営への鍵を握ることになります。

この制度は、農業者だけでなく、地域全体で農地を守るという意識の醸成にもつながり、将来的には耕作放棄地の阻止や農地の保全、美化による地域資源の価値向上にも寄与すると期待されます。単なる作業補助という枠にとどまらず、地域住民との協働を通じた農業コミュニティの再構築や、外部の人材を取り込んだ農業支援の枠組みづくりという意味でも、大変意義深い取組と考えます。喫緊の農業の根幹に関わる問題として、町長の見解を伺います。

次に、国保均等割助成について伺います。

厚生労働省は、国保の保険料について、現在、未就学児を対象に実施している軽減措置を高校生まで拡大する方向で検討を開始しました。軽減率は50%であり、2027年4月の実施を目指しています。当町で、子育て世帯物価高騰支援として、時限的に先行して実施できないか、考えを伺いたいと思います。

少しだけ均等割のシステムについて触れますが、国保税は、その人の負担能力に応じた負担としての応能割と、世帯当たりや被保険者当たりで負担する応益割があります。

応能割は、所得割、資産割でありましたが、伊根町では資産割を廃止し、所得割のみに変更しています。

応益割は、各世帯に定額で課せられる平等割、世帯員の数に応じて課せられる均等割があります。この均等割は、一人一人に課税されるため、世帯人数が多いほど国保税が高くなり、生まれてすぐの赤ちゃんにも税がかかります。そして、加入者の医療費を賄うための医療分だけではなく、高齢者医療を支えるために拠出する支援分にも均等割があります。ゼロ歳児にも高齢者医療を支えるための負担を求めるといふ、何とも言えない不合理な仕組みであると思っております。

一方、被用者保険の保険料は、収入に保険料率を掛けて算出するだけで、家族の人数が何人いようが、保険料に影響することはありません。

2022年度から、未就学児までですが、国保料の均等割の5割を公費で軽減をされました。7割・5割・2割の軽減措置がされている世帯には、そこからさらに上乗せをされています。今回、高校生まで延ばすということであり、一步前進となります。

子育て世帯物価高騰支援の見地から、先行して高校生までの均等割免除が実施をできないか、町長の見解を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

議員からは2つのご質問がございました。草刈り費用を補助する制度創設、そして、資機材導入、安全対策への支援でございます。いずれも町からの補助金交付についてでございます。

補助金は、地方自治法第232条の2において、公益上必要がある場合において補助を行うことができる、そのようにあります。公益上必要があるとは、町の行政目的を達成することであり、大枠でいえば、町の基幹産業である農林水産業を振興するという目的はこれに合致すると思えます。

しかし、補助とは、例えば工事でいえば目的物、委託でいえば成果物など、そのような支出に応じた対価がありません。行ったきりでございます。そうありますので、補助を行うに当たっては、財政上の余裕も当然必要でございますが、公益の程度とその必要性や効果について、十分な検討が必要となります。

公益上必要があるかどうかを判断するのは、当然、その予算を編成する地方公共団体の長である私にございます。そして、その予算を決定する権限を有する議会が二次的に判断しているものでございます。

しかしながら、この判断は、私を含め、自由裁量であってはなりません。客観的に見ても必要性があると認められるものでなければなりません。特定の受益を受けるものや継続的に行われるもの

については特に注意が必要であり、特定の受益を受けない他の納税者などが納得できる公正・公平なものでなければなりません。

農業振興施策において、継続的な支援策として、中山間地域の格差是正は、中山間地域等直接支払交付金、農地の持つ多面的機能の維持では、多面的機能支払交付金などがございます。そのほかにも、一次的な支援策として、経営強化や渇水対策、スマート農業化、新規就農者の促進、農業用施設の整備などなど、府や町も含め支援を行っているところでございます。

議員からご質問のありましたラジコン草刈り機でいいますと、中山間地域等直接支払交付金では、積立てにより導入する制度もございまして、これとは別の制度でございまして、導入費用の税制優遇措置もございまして。

農業の状況につきましては、議員おっしゃるとおり、夏場でのあぜの草刈りの大変さ、熱中症やけがのリスクがあることも分かります。草刈りがなされなければ、里山の景観が悪化することも分かります。担い手の方々が、荒廃農地を増やさないよう農地の集積を進め、担い手が手いっぱいとなっている実情も分かります。

しかしながら、仕事が大変という理由で、収益を目的とする農地の草刈り作業の費用を支援すること、しかも、毎年継続的に公費を支出していくことが、果たして公益上必要があると言えるのか、また、受益を受けない他の納税者が納得できる公正・公平なものと言えるのでしょうか。

仕事である以上、手いっぱいの場合には、臨時従業員を雇うことや、管理費を踏まえた土地賃料の交渉など、経営者としての取組が必要であると考えます。

農業振興施策、とりわけ補助事業においては、窓口が市町村になることから、農業者の方々は全て伊根町の補助事業と思われがちでございまして、国や府、市町村が、それぞれの役割に応じた農業振興施策を行っております。さきにお話ししました中山間地域の格差是正や多面的機能の維持といったものは、町も一部負担を行っておりますが、国策であります。

草刈り費用の支援でいえば、議員がおっしゃるように、斜面の多い中山間で管理労力やコストがかさむといった問題であり、条件不利地域の格差是正の面で、既に国からの支援が行われているものでございます。格差是正が不足しているのであれば、数値的・論理的根拠を示し、国に訴えていくべきものと思います。当然、その際には、我々も全国町村会を通じて一緒に努力してまいります。

町といたしましては、草刈り費用の支援のほか、安全対策を含めた作業機械の購入支援を町独自に行う考えはございませんが、国や府の施策で作業機械の導入支援など、課題解決につながるものがあれば、積極的に活用してまいりたいと思います。

国や府においても、行政目的が様々な支援事業がございまして。また、支援事業の採択に当たっては、認定農業者等の条件や、経営改善や経営規模拡大など、具体的な数値目標を持った計画が求められているところでございまして、所管課へ個別にご相談いただければ、府とも協議し、必要に応じ個別ヒアリングを実施して、支援策がないか検討させていただきます。

引き続き、大谷議員のご質問にお答えします。

国民健康保険税均等割助成についてでございます。

議員が言われるように、国は2027年4月開始を目途に、18歳未満の国保税均等割を2分の1免除する方向で検討を始めたと報道がございました。言わずと知れた子育て支援の充実として実施を検討されているものでございます。

伊根町は、子育て日本一を自負しております。やりましょうか。議員言われる2分の1の免除を、時限的に前倒しをするのではなく、来年度、令和8年度から、18歳未満の国保税均等割について全額免除といたします。ただし、電算システムの改修等が伴うものと思われまので、実施の方法については一任いただきたく思います。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 大谷議員。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

国保の均等割については、思い切った決断をいただきまして、ありがとうございます。

それから、水田畦畔管理の支援についてでございます。

町長の言われますこともごもつともで、私もよく分かっております。そこを押して、新潟県の津

南町ではこの制度を実施しているというふう聞いております。

記録的猛暑の影響で、畦畔の草刈りに毎年手を焼く農家は大変多くあります。伊根町でも、今年の夏は、全てシルバー人材センターに委託をしたという農家もあると聞いております。畦畔管理が規模拡大を妨げているだけに、農業者以外の外部の人材の活用を視野に入れて、地域に応じた管理法の確立が急務ではないかと思っています。

ぜひ今後とも検討いただくことをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 畦畔の管理でございますけれども、議員の言われることはよくよく分かるんですけども、例えば自治会でも、草刈りとか、いろんなことをやるんですよ、墓掃除とか何とか。じゃ、その経費を持ってくれるのか。また、例えば夏場、漁業者が網仕事をする、大変だ、じゃ、人を雇ってやるさかいに日給1,500円を払ってくれ、出してくれ、全部につながりますね。

全部やるのならいざ知らず、農業だけをやると、今、先ほども申し上げましたように、いわゆる受益を被らない他の納税者の方から、それが公平・公正なのかと言われると、うんと、どうしても口ごもることになりますので、これからその辺は議論をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、5歳児健診の導入に向けた体制整備と、切れ目のない就学前支援の強化についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

我が国では、母子保健法に基づき、1歳6か月児・3歳児健診が義務化されていますが、3歳児健診を終えると、就学時健診までの3年間、公的な健診の機会が途切れる空白期間が存在します。現在、国はこの空白を埋めるために、令和8年度をめどに、5歳児健診を全国で完全実施する方針を打ち出しています。

本町では、1か月健診の受診券の交付や歯科健診、ぼれぼれ相談やぼれぼれカフェなど、乳幼児期における手厚い保健事業が実施されていることは高く評価いたします。しかし、本町では、5歳児健診についてはまだ取り組まれていません。

それに代わるものとしてかどうかは分かりませんが、年中児発達サポート事業が実施されています。この事業の内容は、主に保健師による相談・助言が中心であり、医師による医学的な診断や評価は含まれていないのが現状だと思います。

4歳児と5歳児では発達の質は大きく異なります。4歳児までの健診が、食事や排せつといった生活習慣の自立に主眼が置かれるのに対して、5歳児は、集団生活の中でのルール理解やコミュニケーションといった、就学準備性や社会性の獲得が主眼となります。

また、5歳から6歳という時期は、子供自身が周りの友達と自分を比較し、なぜ自分だけがうまくいかないのかと気づき始める時期とも言われています。この段階で適切な支援がないと、叱られる体験や失敗体験ばかりが積み重なり、入学前から既に、どうせ自分なんてという自尊心の低下を招いてしまいます。

だからこそ、この時期に、医師による専門的な知見を入れることは、2つの大きな意義があると思います。

1つ目は、保護者の孤立を防ぐことです。

ADHD（注意欠如多動症）や、ASD（自閉スペクトラム症）などの発達特性、あるいは知的発達の遅れは、家庭では育てにくさとして見過ごされがちです。保護者は、私の育て方が悪いのではないかと自らを責め、誰にも相談できず、孤立してしまいがちです。

医師が医学的見地から評価を行うことは、親の育て方の責任ではなく、その子の生まれ持った特性であることを明らかにし、保護者の肩の荷を下ろすことにつながります。

2つ目は、学校における合理的配慮への準備です。

医師による早期発見と適切な療育への接続が遅れると、就学後の授業についていけない、友達と

うまく遊べないといった問題に直面し、結果として、不登校や自己肯定感の低下といった二次障害を引き起こすリスクが高まります。いわゆる小1プロブレムを未然に防ぐためにも、就学前の医学的介入は不可欠と思われます。

つまり、4歳から5歳への移行期は、単なる年齢の変化ではなく、家庭での育児相談から社会的な自立支援へと、行政の支援のステージを大きく変換・転換させるべき重要な分岐点と言えます。

5歳児健診は、これまで母子保健、町長部局が担ってきた情報を学校教育、教育委員会へと円滑につなぐ、かけ橋となるものです。健診結果を単なるデータとして終わらせず、就学時健診や小学校入学後の支援計画に直結させるシステムを構築することは、子供の生きづらさを解消し、保護者の安心を担保する上で、行政が果たすべき役割であると考えます。

それらを踏まえ、以下4点について、町長の考えを伺います。

1、国が令和8年度の完全実施を目指す中、本町における5歳児健診導入の必要性をどのように認識されているのか。

2、現在の年中児発達サポート事業では医師の診察が含まれていないが、就学前の医学的評価の重要性をどのように認識しているのか。

3、5歳児健診の結果を、保護者の同意の下、就学先の小学校へ円滑に引き継ぐシステムを構築すべきと考えるが、どうでしょうか。

4、保護者が抱える就学への不安に対して、健診を契機として、教育委員会と保健部門がどのように連携して指導・援助を行うのか。

以上4点について、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんからのご質問にお答えをしたいと思います。

議員からの通告では、国が令和8年度の完全実施を目指す5歳児健診とありますが、私ども本町が認識する限りでは、こども家庭庁は、5歳児健診の普及を進め、発達障害の可能性を見極め、必要な支援につなげるための健診として、2028年度までに実施率を100%に引き上げる目標を掲げているとなっております。令和8年度ではなく、2028年（令和10年）度でございます。そして、実施率を100%に引き上げる目標とあり、現時点では意見交換が行われている状況でございます。

議員からは、前半、るるお考え、思いをお伺いしましたが、質問の要旨は4点、明確でありますので、4点について答弁を申し上げます。

まず1点目、必要性の認識でございますが、大いに必要と認識をしております。ただし、時期については、令和10年度が目標年次になるかと考えております。

しかしながら、発達障害の可能性を見極め、必要な支援につなげるための健診というならば、私は専門医ではないんですけれども、私の子育ての経験上、5歳と言わず、2歳、3歳の時点で実施すべきに思います。早いほうがいい。現実には、懸念を抱かれる親御さんは、専門機関、専門医師に早くから相談に行っております。決してご家族は見過ごすことはございません。

問題は、そういう機関が、これはちょっと5歳児健診とは離れるかも分かりませんが、問題は、そういう機関が極めて少なく、診察を申し込んでも順番待ちで、半年以上待たされることです。これについては、町村会として、京都府に強く強く改善を求めているところでございます。

国の令和10年、実施率を100%に引き上げるという目標も、発達障害の健診の体制を整えることができるのかどうか、今申し上げましたよね、できるのかどうか。そして、そこからつなぐ必要な支援というものが、そういったものが構築し、確立できるのだろうか、私はその辺にかかっているとっております。

2点目、就学直前の医学的評価の重要性についてでございますが、保育所では、内科健診を年2回、歯科健診を年1回実施をしております。その上で、5歳児、年長児は、就学前健診の位置づけにしております。年中児発達サポート事業で、医師の診察がなくとも、就学前の内科、歯科とも健診を実施しておりますので、当然重要と考えております。

3点目、4点目は、就学で関連がございますが、3点目の5歳児健診の結果を引き継ぐシステムにつきましては、5歳児健診の在り方が定まっておりますので、現時点ではこの項目について、

お答えするものはございません。

最後、4点目、保護者が抱える就学への不安というものが、具体的にどのようなことか分かりかねますので、その部分は答弁できませんが、就学に対しての教育委員会と保健部門の連携については、本町には、心身に障害のある幼児、児童及び生徒に対し、発達や障害の実態に応じた教育的支援を行うため、学校、保育所、保健担当、教育委員会で組織する伊根町教育支援委員会を設置しております。

年長児、就学中の児童・生徒の次年度の措置教育の在り方を検討し、保護者の承諾を得た上で、特別支援の学校、学級、教育、もしくは通常学級となるようにしております。よりよい教育の在り方を検討するものでございますので、乳幼児健診や保育所での生活で発達が気になったりすると、健診医等から、舞鶴こども療育センターへの精密検査受診や療育教室への通所の勧めをし、この施設が極めて少ないんでございますが、勧めをし、見守り、経過観察とした上で、就学につないでいくこととしております。

それら機関につなぐには、学校教諭に教育相談を受けることもありますし、保育所と小学校では、保小連携ということで、各種行事の参加・見学のほか、保育所での生活の様子を見ていただいたり、就学前には、保育所での特に気になる様子を書面で調べ、保育士と学校からは、校長、教頭、教務主任、養護教諭、複数の学年担任と面談形式で情報を共有しております。

近年、保育所ではアプローチカリキュラム、小学校ではスタートカリキュラムとして、幼児期に育ってほしい姿、育みたい資質・能力をまとめ、小学校生活がスムーズにスタートできるよう、お互い協力しながら取り組んでおります。

そうでありますから、議員が気にされます質問事項の5歳児健診の導入に向けた体制整備と切れ目のない就学前支援の強化については、国の5歳児健診は現時点では情報収集中であります。就学前支援の強化については、5歳児健診の実施・未実施にかかわらず、既に頑張っておりまして申し上げ、答弁いたします。

○議長（佐戸仁志君） 山根議員。

○5番（山根朝子君） ご答弁ありがとうございました。

私の勘違いですかね、令和8年だというふうに、ちょっと私の調べたところでは出ていたので、申し訳ないです。すみません。

でも、近隣自治体、例えば京丹後市とか宮津市とかは、5歳児健診というのをもう始めていますね。ですから、令和10年を待たずに、しっかりと伊根町でも、5歳児健診というのを位置づけてやっていただいてもいいのかなと思いますので、そこら辺はちょっと考えていただきたいなと思います。

それから、一番私が気にしていた保育所と学校との連携というところでは、町長に丁寧に説明していただきましたが、そういう機関もあって、きっちりされているということが分かりましたし、それはよかったなと思うんですけども、ちょっと気になったのが、保護者が抱える就学への不安というのがしっかりつかめていないからお答えできないというふうな、そんなような答弁だったかと思うんですけども、それこそ、そういう就学への不安というのがどういうものがあるのかというのを、やっぱりちゃんと丁寧に聞き取るという、そういうところが大事ななと思うんですけどもね。

やっぱりそういうことって、なかなか公の場とか、言いにくいというか、だから、そういうちょっと不安、私が思うには、民生委員さんなんかは結構、そういう緻密なというか、密接な関わりも持ってくださいって、いろんな悩みを、お年寄りだけじゃなくて、いろんな地域の方の悩みなんかを聞いてくださっているなというふうに思うんですけども、やっぱり気軽に話せる場というのを、またそれを酌み取る姿勢というの、やっぱり行政のほうも考えていただけたらなというふうに、町長の答弁をお聞きして思いました。

いろいろと難しい、プライベートのこともありますし、難しいこともあると思いますけれども、ちょっとそこら辺は、今後の課題として取り組んでいただけたらなというふうに思います。

ご答弁ありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 私が申し上げています5歳児健診というのは、国の方針で進めている5歳児健診。それにつきましては、国の方針が定まってきて、それにのっとっていけばいい。

伊根町としての切れ目のない、そういう支援というんですかね、健診か何か相談に乗ること、そういうことは、結構しっかりできていると思うんですね。私、そう思っております。子育て支援日本一を自負するだけじゃなくて、その辺も、児童少ないですから、緊密にいられていると思います。

そして、相談事項についても、保育園の職員、そのPTAの会合があったり、いろいろと意見交換がありますし、当然、保健福祉の担当の人間。議員おっしゃるように、こっちからあんまり、言うに言えないことがありますよ。今言われたように、心身障害なんかについてを、じゃないですかなんて、なかなか言いにくいですよ。そういうことは、相談する中でやっていっているんですけども、積極的に事情聴取というのは、なかなか難しくございます。

それでもしっかりと、父兄の皆さん、そして先生方と保健師の皆さん、しっかりうちの保健福祉課とも連携して、コミュニケーションを図って、子供たちのために頑張っていきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

最後に、新店舗ゴダイについてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 皆さん、おはようございます。

今年最後の一般質問となりました。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

令和8年4月に、町民の皆様が待ちに待った新店舗ゴダイが、旧伊根分校跡地にオープンする予定となっております。現在、屋根が完成しつつあるところであります。

町内には、日用品店の店舗数も数軒となり、本庄地区にあったAコープも数年前に閉店しました。閉店してから、JAの金融機関もなくなり、町民の皆さんから、大変不便を感じるようになっておられます。Aコープがなくなってからは、生鮮食品を求め、町外に出られる方も多くおられます。

新たにオープンするゴダイは、京丹後市大宮店の少し小さなお店のようだとお聞きしましたが、店舗内では、日用品から生活用品、医薬品、調剤薬局、町内で取れた野菜や鮮魚を販売されると聞いておりますが、店舗内で加工場もできると聞きましたが、どのような加工場なのかお聞きしたいです。

また、町外に出なくても町内であらゆることができるように、店舗内にコンビニにあるようなキャッシュコーナーや、店舗の外に米の精米所や、またコインランドリー、クリーニング店等を設置するような考えはないでしょうか。

以上について答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをいたします。

ゴダイドラッグ伊根店につきましては、9月に着工し、基礎、棟上げと工事が進み、全体的な大きさ等を実感できるようになってまいりました。町内では他にない大型の飲食料品の小売施設であり、また、初めての調剤薬局でもありますことから、私自身も来年4月のオープンを心待ちにしておるところでございます。

この伊根店の延べ床面積は1,165.2㎡で、大宮店や岩滝店より若干小ぶりの店舗となっております。伊根町及び橋北地域に適した広さとして設計されております。ここでは、飲食料品、日用品、医薬品等が販売され、衣料品を除く生活に必要な物資を町内でおおむね手に入れることができるようになります。町民の皆さんの買物環境の向上、暮らしと生活の利便性の向上に大きく寄与するものと期待をしております。

さて、どのような加工場があるのかというご質問でございますが、まず、総菜加工場が設置され、弁当、揚げ物などの総菜各種が製造販売されます。食堂や売店のない役場庁舎でございますので、職員のお昼御飯にはもちろん、皆さんの晩御飯の一品としても、選択肢の一つに挙がってくるものと考えております。

鮮魚につきましては、鮮魚店がテナントとして入り、ここで製造販売が行われます。青果につい

でも、店舗内に調理加工場が整備される予定でございますが、現時点では入居テナントは決まっておらず、自社対応を含め検討中のこととでございます。また、精肉については、店舗内に加工場は設けず、峰山店で製造されたものを配送して販売すると伺っております。

次に、町外に出なくても町内であらゆることができるようにと、キャッシュコーナーや米の精米所、コインランドリー、クリーニング店などの設置の有無の質問をいただいております。

キャッシュコーナーについては、町からも設置の要望はお伝えをしております。しかしながら、運用コストを含め、現在検討中のこととでございます。

店舗の外、駐車場での精米所やコインランドリー、クリーニング店は、ゴダイとしてはそういった施設の設置を計画しておらず、スペース的にも事業者を誘致することが難しいと考えております。仮に精米所やコインランドリー、クリーニング店を出店したいという事業者が現れた場合には、そのときに住民ニーズを含め、協議をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、まずは開店されるゴダイドラッグ伊根店の経営が軌道に乗り、長く営業を続けていただけることが最優先でございます。議員の皆様にも積極的にご利用いただくとともに、住民の皆さんの利用がしっかりと広がりますようご協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（佐戸仁志君） 上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

町内には、お米を精米するのに、日置のほうへ出たりとか、町外に出られる方もおるし、また、岩滝にあるような感じのゴダイになればなというふう感じております。今後は、ゴダイができることによって、ここの役場周辺が伊根町の中心地になるような感じがしております。

住民の皆さんに何が今後必要なのかということも、アンケート、これ通告議題にはありませんが、アンケートを取ってもらって、必要なものを敷地内に設けていただきたいなというふう考えております。例えば、町内にない娯楽施設、カラオケボックスができたりとか、子供さんや親御さんが集まれるような何かそういったものも、今後は必要なのかなということも、ちょっと一つ申させていただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ありがとうございます。

でも、精米所であったりコインランドリー、あれはゴダイさんとは別物でございますので、ゴダイさんがどうこうできるというものではなかろうかなと思っております。

跡地利用でゴダイが中心にできて、その後、今度は定住促進住宅、多分それでも余ると思うんですね。土地としては余裕がかなりありますので、議員言われるように、皆さんがいろんな集える場所なんかもできれば、それは本当にいいことだと思います。今後、検討課題として頑張らせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

これもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第75号

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、議案第75号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第75号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく本町の過疎地域持続的発展市町村計画の計画期間が本年度末となっていることから、これを5年間延長し、令和13年3月31日までの計画期間とする変更が主なものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） それでは、議案第75号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、詳細説明を申し上げます。

本計画は、町長の提案説明にありましたとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく5か年計画として策定したものでございます。本年度末に、その計画期間が満了いたします。

市町村計画につきましては、都道府県の過疎地域持続的発展方針に基づくものと法に規定されており、京都府過疎地域持続的発展方針が、同法の期限である令和13年3月31日までを対象期間とすることに改定されることを受け、本町においても、伊根町過疎地域持続的発展市町村計画を京都府方針に準拠した内容で改定するものとし、京都府知事に協議を行い、計画期間を令和13年3月31日までとするものでございます。

今回の変更の内容は、議案の1枚目をめくっていただきますと、京都府と協議を行った際の変更理由書が資料としてつけてございますので、そちらをご覧ください。

ご覧いただきますとおり、京都府方針と合致させるための掲載箇所の移動と計画期間の延長が主なものでございます。

この中で、本町独自のものとしたしましては、本年度、実施設計を行い、改築工事を計画しております本庄浜海水浴場施設についての記述を加えます。

また、今回、これまでは各年度別事業計画が当該計画に必要とされておりましたが、計画本文中に記載することだけでよいという、指針の内容が変わりましたことから、計画の中から同表を削除してございます。本文の中で各種事業を記載するという形でございます。従来から本文の内容にも記載がございましたので、表の削除という改定をさせていただくということでございます。

次ページ以降につきましては、ただいま申し上げました掲載箇所の移動と計画期間の延長、この部分を新旧対照表でお示しするものでございます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑はないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第75号 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第83号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、議案第83号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第83号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

令和7年人事院勧告に従って給与改定を行うため、一般職、特別職、任期付職員の給与、報酬関係の3つの条例を改正するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第83号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

令和7年の人事院勧告に基づいて給与改定を実施するもので、国家公務員の給与法等と同様の改正内容でございます。

本条例案は6条構成になっており、第1条及び第2条で伊根町職員の給与に関する条例、第3条及び第4条で伊根町特別職職員の給与及び報酬等に関する条例、第5条及び第6条で伊根町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、この3つの条例を改正するものでございます。

それぞれの条例を令和7年人事院勧告に準拠して改正を行うもので、令和7年度の給料月額、期末・勤勉手当の支給割合、一部手当の改定などを行うものと、令和8年度以降に適用となる手当の改定を行うもので構成されております。

添付資料も多くなっておりますが、新旧対照表でポイントを絞って説明申し上げます。

資料の15ページをお願いいたします。

ここからが新旧対照表でございます。

まず、第10条の2の改正で、医師の初任給調整手当の上限額の改正でございます。金額が、現行41万6,600円から41万7,600円に引き上げになります。

次に、第14条の2の改正で、宿日直手当が1回当たり現行4,400円から、改正によって4,700円に引き上げられます。

次に、第14条の4の改正で、期末手当でございます。年間の支給割合が0.025月分引上げになります。令和7年度は、当該分を12月支給分で措置いたします。定年前再任用短時間勤務職員の支給割合も併せての改正でございます。

16ページをお願いいたします。

第14条の7の改正でございます。このページの中段以下に記載されております。勤末手当と同様に0.025月分の引上げとなり、期末手当と合わせ、期末・勤勉手当全体では、現在4.6月の支給割合が、この改正で4.65月となるという状況でございます。

16ページの下段から18ページにかけて、第14条の8、通勤手当の改正でございます。内容は、自家用車等による通勤で片道10km以上のものについて、それぞれの距離区分に応じて200円から7,100円の幅で引き上げが行われます。今回の改正では、片道10km未満のものについては据置きとなっております。

次に、給料月額の改正でございます。

19ページから40ページまでが、現行の給料表と改正後の給料表でございます。

今回の改正は、表全部が改正されるものでございます。中でも若年層に重点を置くもので、この中で、初任給の大卒の区分でいきますと、5.5%の引上げとなっております。行政職給料表1全体で見ますと、平均で3.4%の引上げ改定でございます。

ただいま説明申し上げました給料表のところまでの改正は、令和7年4月に遡及されます。

次に、41ページをお願いいたします。

ここからが、本条例案の第2条関係でございます。令和8年4月以降の改正になるものでございます。

第14条の4の改正で、期末手当の支給月数引上げ分を6月と12月に振り分ける規定でございます。

次の42ページ上段にかけてが、第14条の7の改正で、こちらは勤勉手当の振り分けの規定でございます。

42ページ中段の第14条の8、通勤手当は、これまで自家用車等の通勤につきましては、60km以上という区分が最長の区分でございましたが、今回の改正によりまして100km以上までという区分が新設されます。最大で月額6万6,400円という区分ができることとなります。

また、これまで自家用車等による通勤手当と距離の区分につきましては、条例事項とされておりましたが、今回の改正で、手当上限額を条例で規定し、距離の区分と手当額は規則委任されることとなります。人事院規則の規定と同様の区分と手当を規則で定めることとなります。

ちなみにですが、現在の本町の職員は、片道40kmを超える通勤を行っている職員はおりませんので、今回の改正による区分が該当になる職員は現在のところおりません。

44ページをお願いいたします。

第3条関係で、特別職の職員の期末手当の支給割合の改正でございます。令和7年度分から、年間支給割合を年間3.45月分から3.5月分に引上げとなります。令和7年度につきましては、12月分で措置するという内容でございます。

45ページをお願いいたします。

第4条関係でございます。令和7年度で引上げになった期末手当の支給割合を、令和8年度には6月と12月に振り分ける規定でございます。

46ページは、第5条関係でございます。任期付職員のうち、特定任期付職員の給料月額と期末・勤勉手当の支給割合の改正でございます。

続く47ページは、第6条関係で、同職員の期末・勤勉手当の引上げを、令和8年度には6月と12月に振り分けるという規定でございます。

ただいま申し上げました改正内容に基づく令和7年度の改定分につきましては、本条例案可決後、補正予算が成立いたしました後に、来年1月の給与支給日に差額精算を実施したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） すみません、大変基本的なことで申し訳ないんですけども、先ほど説明していただいた、いわゆるうちでいう特別職ですね、町長以下三役の方で、我々議員とか監査員も含まれるんですよね。

例えばこれが、いわゆる特別職と言われている、地方自治における、消防団員とかその辺も全部含まれるという、そういう認識でよろしいんですかね。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 説明が不十分でございました。

今回の条例案で対象としております期末手当の改正の対象となる特別職につきましては、常勤の特別職の職員、町長、副町長、教育長及び議会の議員が対象となっております。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第83号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第77号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、議案第77号 令和7年度伊根町一般会計第5回補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第77号 令和7年度伊根町一般会計第5回補正予算でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額にそれぞれ6,719万8,000円を追加し、40億9,744万4,000円とするものでございます。

この補正予算は、「強い経済」を実現する総合経済対策に基づき、生活の安全保障、物価高への対応として、地方公共団体が行う物価高対策に重点支援地方交付金が配分されることを受け、早急に対策が実施できるよう、12月中の予算計上を求められていることに対応するものでございます。

また、令和7年人事院勧告に準拠した給与改定を実施するため、必要な人件費を併せて計上しております。給与改定については、先ほど条例改正で詳しく説明申し上げましたので、当該部分についての内容説明は省略させていただきます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入です。

10款1項地方交付税2, 556万9, 000円の増額です。

10款国庫支出金 2項国庫補助金4, 162万9, 000円の増額で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と子育て応援手当支給事業費補助金でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項議会費68万6, 000円の増額です。

2款総務費 1項総務管理費4, 308万円の増額です。物価高騰に対応する生活者支援、事業者支援として実施する地域振興券発行事業を計上しております。今回は、住民1人当たり2万円の配付を計画しております。

交付金の額については、昨日、6, 300万6, 000円と通知があったところでございますが、予算編成の都合上、一旦この額で配付し、できるだけ早く住民の皆さんにご利用いただけるよう、第1弾として実施をいたします。交付金の残額については、第2弾の地域振興券や今後の地域づくりに生かせるデジタル技術を生かした仕組みづくりなどを計画したいと考えております。

2項徴税费92万6, 000円の増額です。

3項戸籍住民基本台帳費73万8, 000円の増額です。

3款民生費 1項社会福祉費261万8, 000円の増額です。

2項児童福祉費1, 102万1, 000円の増額です。人件費を除き、物価高の影響を強く受ける子育て世帯の支援対策で、児童手当の支給対象児童を養育する父母等に対し、児童1人当たり2万円の子育て応援手当をプッシュ型で支給する形で計画をしております。

4款衛生費 1項保健衛生費93万2, 000円の減額、2項清掃費79万8, 000円の増額。

6款農林水産業費 1項農業費95万3, 000円の増額、3項水産業費17万4, 000円の増額。

7款1項商工費60万2, 000円の増額。

8款土木費 1項土木管理費69万4, 000円の増額、2項道路橋りょう費47万8, 000円の増額。

10款教育費 1項教育総務費144万4, 000円の増額、2項小学校費198万3, 000円の増額、3項中学校費37万2, 000円の増額。

6項社会教育費156万3, 000円の増額でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。地域振興券は、使用期間を半年程度に想定し、また、子育て応援手当は、令和8年3月31日までに生まれた子供を対象に含むことから、それぞれ事業完了が次年度となるため、繰り越すものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 令和7年度一般会計第5回補正予算の細部説明を申し上げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

地方交付税の法定割合分の増収に伴って、普通交付税の再算定が行われました。その一部は、人勸対応による給与費改定費に算定されたことから、今回歳入計上するものでございます。

令和7年度一般会計第4回補正予算の説明におきまして、人勸対応のために前年度繰越金の一部を留保する説明を申し上げていたところでございますが、当該額については、今後改めて計上させていただきますと考えております。また、再算定による普通交付税の増額分につきましては、5, 681万7, 000円でございます。

内容を説明いたします。

10款1項地方交付税2, 556万9, 000円の増額でございます。

14款2項2目総務費国庫補助金3,700万円の増額でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付を受けるものでございます。

3目民生費国庫補助金462万9,000円の増額です。物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金の交付を受けるものでございます。

続いて、歳出の説明を申し上げるところでございますが、初めに、特別職、一般職の給与、報酬等についてでございますが、先ほどの条例改正で説明申し上げた内容の今年度分の給与等の補正を計上しております。また、特別会計での繰越金計上に伴って繰出金の整理を行うものや、会計間での職員異動を反映したのも一部含んでございます。

つきましては、本案の歳出に関する詳細説明につきましては、人件費、関連する繰出金関係の詳細説明は省略をさせていただき、国の補正予算に関連して実施する総合経済対策に関するものみにさせていただきます。

○企画観光課長（千賀和孝君） 16ページ、17ページをお願いいたします。

6目企画費3,935万5,000円の増額です。

地域振興券発行事業3,789万5,000円の増額は、国の補正予算で計上されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、地域振興券を発行するものでございます。発行基準日は令和8年1月1日とし、同日に伊根町に住民登録がある方を対象に、1人当たり2万円、1,000円券20枚の振興券を発行いたします。

参考となりますが、12月1日現在の住基人口は1,829人880世帯となっております。

振興券の有効期限は、明許繰越を行いまして令和8年6月末まで、使用対象施設は、これまでと同様に伊根町内に事業所を有する店舗とします。郵送用の封筒など消耗品費3万円、振興券の印刷製本費30万円、配送費用として通信運搬費54万円、事業者への換金振込手数料2万5,000円を計上しております。振興券は、1月下旬に各世帯にお届けができるよう想定をしております。

○保健福祉課長（石野 靖君） 20、21ページ中段をご覧ください。

3款民生費 2項児童福祉費 2目児童措置費462万9,000円の増額です。

物価高対応子育て応援手当支給事業ですが、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するものです。支給対象者は、児童手当支給対象児童、高校生以下全員を養育する父母等で、令和8年3月31日までに生まれる新生児も対象に含まれます。支給額は、子供1人当たり一律2万円です。対象児童を225人、給付総額450万円と見込んでいます。

この事業は、全額国からの補助金により実施するため、郵送に必要な封筒代や郵便代、振込手数料を、今年度7月に専決処分し実施した同様の事業を参考にして、事務費として計上しています。また、全国同様の事業のため、住民基本台帳系基幹業務システムの改修を行い、支給できるようにします。

以上、人件費に係るもの、他会計での人件費に係る繰り出しの説明は省略させていただきましたが、伊根町一般会計第5回補正予算の説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 地域振興券についてお伺いさせていただきます。

先ほど、今回は第1弾、次が第2弾、第2弾が大体、今回の80%ぐらいですか、残りかというと、残っているようでございますが、第2弾について、3月議会の補正で対応されるのか、そうではなくて専決等を予定されるのか。

また、今回、第2弾ではシステム改修について、システムを作るということも申されました。システムを作るって、どのぐらいのもので、マイナンバー等を利用するんだと思うんですが、どのぐらいの費用がかかるものなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） まず、第2弾の振興券の予算計上につきましては、3月補正予算での計上を、現在のところ想定させていただいております。

それから、デジタルを使いました仕組みの構築についてなんですけれども、これまで地域振興券、

7回発行しておりますが、全て紙ベースでの発行となっております。紙ベースの発行ですと、発行までに予算可決から1か月から2か月を要します。デジタルで振興券を発行するような仕組みができれば、発行までの即時性の向上、使用店舗の換金手続などの簡素化などができないかなと考えているところでございます。それからまた、総合計画審議会等でも、観光利益を地域に還元すべきというご意見をいただいている中、9月議会で観光とまちづくり共生基金を設置させていただきました。

国の財源にもよらず、こういった基金を活用した振興券の発行、それから、いねタクの回数券、地域ポイントなど、こういったものが一括して運用できるような仕組みができないかなと、地域内でお金が回る仕組みができないかなと考えているところでございます。予算規模につきましては、イニシャル・ランニングの両コストを勘案しまして、事業化の検討を行いたいと思っているところでございます。

あまりにも高いコストが必要なものでありましたら、導入はできないものと思いますが、交付金の残額の中で事業化を検討したいと思っているところでございます。具体的な金額想定がまだあるものではございません。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 思いもよらない、詳しく説明いただいて、地域内通貨、以前から申しておりますとおり、大賛成でございます。ぜひとも、ある程度の金額がかかることは重々承知しておりますので、仕組みづくりに向けて前向きに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号 令和7年度伊根町一般会計第5回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第78号

～

◎ 日程第10 議案第82号

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、議案第78号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算、日程第7、議案第79号 令和7年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算、日程第8、議案第80号 令和7年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算、日程第9、議案第81号 令和7年度伊根町簡易水道事業会計第3回補正予算及び日程第10、議案第82号 令和7年度伊根町下水道事業会計第2回補正予算の5議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第78号から議案第82号まで、令和7年人事院勧告に基づく給与改定を実施するための補正予算でございますので、これを一括提案させていただきます。また、前年度繰越金の計上と、会計間での職員異動に関する人件費の調整をしたものがあり、それらを併せて計上しております。

議案第78号 伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算でございます。

33ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入歳出予算総額にそれぞれ47万2,000円を追加し、3億9,082万8,000円とし、伊根診療所勘定の歳入歳出予算総額にそれぞれ94万5,000円を追加し、1億1,962万3,000円とし、本庄診療所勘定の歳入歳出予算総額からそれぞれ246万2,000円を減額し、7,209万8,000円とするものでございます。

次に、議案第79号 伊根町介護保険特別会計第2回補正予算でございます。

71ページをお願い申し上げます。

保険事業勘定の歳入歳出予算総額からそれぞれ21万3,000円を減額し、4億8,887万4,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算総額にそれぞれ86万4,000円を追加し、226万4,000円とするものでございます。

次に、議案第80号 伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算でございます。

99ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額にそれぞれ591万4,000円を追加し、2,623万4,000円とするものでございます。

次に、議案第81号 伊根町簡易水道事業会計第3回補正予算でございます。

113ページをお願いいたします。

収益的支出に43万6,000円を追加し、収益的支出総額を9,036万8,000円とするものでございます。

最後に、議案第82号 伊根町下水道事業会計第2回補正予算でございます。

123ページをお願いいたします。

収益的支出に14万4,000円を追加し、収益的支出総額を1億411万5,000円とするものでございます。

担当課長からの細部説明は省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 5議案について質疑を行います。質疑は議案番号の後、発言してください。質疑ありませんか。よろしいですか。質疑はないようでありますので、これで質疑を終わります。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第78号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号 令和7年度伊根町介護保険特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 令和7年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 令和7年度伊根町簡易水道事業会計第3回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 令和7年度伊根町下水道事業会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第84号

○議長（佐戸仁志君） 日程第11、議案第84号 令和7年度亀島本庄浜線法面防災工事（本庄浜工区）変更請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第84号 令和7年度亀島本庄浜線法面防災工事（本庄浜工区）変更請負契約の締結についてでございます。

既に契約済みの工事でございますが、形状や数量の変更による増額により、議会の議決が必要な変更契約を締結するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第84号 令和7年度亀島本庄浜線法面防災工事（本庄浜工区）変更請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書のほうをご覧ください。

契約の目的及び方法につきましては、令和7年度亀島本庄浜線法面防災工事（本庄浜工区）の変更契約を随意契約により行うものでございます。

町長申しましたとおり、当初契約時は議会の議決に付すべき予定価格を下回っておりましたが、変更により議決が必要な契約となりましたので、変更契約ではございますが、議会の議決を受けた契約の内容変更ではなく、契約締結に係る議決事件といたしまして、提案理由のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額は、総額で5,207万1,800円。

契約の相手方は、京都府宮津市字惣392番地の2、有限会社藤原工業代表取締役、藤原悦雄でございます。

次のページをご覧ください。

工事概要でございます。先ほどご説明しましたとおり、契約の内容の変更を求めるものではございませんが、変更契約でございますので、括弧書きで変更前の内容も示しております。

工事延長は120m、主体工種は、吹きつけのり砕工336.8㎡、植生基材吹きつけ工76.1㎡、モルタル吹きつけ工163.7㎡、ポケット式落石防護網工1,235.8㎡でございます。

次のページをご覧ください。

平面図でございます。赤色で示します構造物が本事業の範囲でございますが、拡幅改良は完了しておりまして、斜面对策を実施するものでございます。

ポケット式落石防護網工を示しておりますのが、赤色の部分のところでございます。それを両脇、外側の青色で表現した部分というところにつきましては、工区外、既に工事が完了したところでございます。赤線で示すポケット式落石防護網工の中に青色の格子状がございますが、こちらにつきましては、吹きつけのり砕工などの範囲を示すもので、見やすいように色分けをしております。

裏面をご覧ください。

裏面が吹きつけのり砕工の構造図、次のページが、ポケット式落石防護網工の構造図となっております。裏面の吹きつけのり砕工は、風化の著しい斜面の風化を防止し、表面の落石を全体で押さえる工法でございまして、ポケット式落石防護網工は、ネット背面からの落石のほか、ネットより上部からの落石を受ける構造体となっております。

変更による増額の要因につきましては、現地の斜面形状の精測、これによりまして数量を増額し、金額の増加となったものでございます。

今回の工事により、本工事区間は完了となります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） すみません、今のご説明でいきますと、斜面が想定以上にきつくて、安全性をより考慮すると、材料とか工法が追加されて、1,000万円ぐらいの工事、金額が増になったという理解でよろしいんですか。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 形状の精測といえますのは、実際現地で工事行ったときに、土質であったりする場合は、斜面の土質なんですけれども、もともと岩で設計した部分が土砂が強い部分のところは、アンカー、打ち込む機材がちょっと高額になったりするといったものもございます。

のり枠につきましても、斜面に丁張りをかけて、実際どれぐらいの面積が必要かを再測量して、実際に現場で亀裂状況も勘案して、範囲を決めるといったような形になります。

防護柵、落石防護網工につきましても、ちょっと柵が上のほうにあって、ポケット式になっておるんですけども、その柵高についても、現地の斜面形状を勘案して、もともと2.5mだったところ、3mにしなければならないのか、そういった精測も行いながら実施をしております、それが精測によるものという考え方になってございます。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 他に質疑ありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号 令和7年度亀島本庄浜線法面防災工事（本庄浜工区）変更請負契約の締結についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 意見書案第1号

○議長（佐戸仁志君） 日程第12、意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。本案については調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑を省略します。

お諮りします。討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 討論をお願いしただけで、私がするとは言っていません。

○議長（佐戸仁志君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出に対し、賛成の立場から討論を行います。

第1に、国際社会における日本の立ち位置についてです。

世界において、ジェンダー平等の実現は、持続可能な社会を築くための共通課題です。しかし、日本は世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数において、先進国の中で著しく低い順位に甘んじており、国際的な評価を落としています。

日本は1985年に条約を批准しましたが、その実効性を担保する選択議定書について、国連採択から20年以上経過した今も未批准のままです。権利侵害を受けた個人が国際機関に救済を求める個人通報制度や委員会による調査制度は、今や女性の人権を守るための世界標準の仕組みであり、既に世界の115か国以上が批准しています。先進国の一員として、これ以上この流れに背を向けることは許されないと考えます。

第2に、私たちの足元、京都府と伊根町の現状についてです。

京都府内を見てください。27市町村議会のうち既に22の議会が、この意見書を採択しました。これは、京都府内の多くの自治体が、女性の人権を断固として守るという強い意志を示したことにほかなりません。伊根町においても、女性が生き生きと活躍し、誰もが性別にかかわらず尊重される住みよい町を目指すに当たり、今こそ明確な意思表示が必要です。

最後に、本町の未来について訴えたいと思います。

人口減少が進む伊根町において、女性が定住し活躍できる環境をつくることは、町の存続に関わる重大課題です。女性が差別されることなく能力を発揮できる環境整備は、地域の活性化に取り組む本町にとって極めて重要です。女性の声が届き、権利が守られる社会であるという安心感こそが、

女性の定住やUターンを促進する基盤となります。

伊根町は世界基準で女性の権利を考える議会がある町だ、そう胸を張って次世代に言えるよう、私たちは行動しなければなりません。国に対して早期批准を求めることは、今を生きる女性たちへのエールであり、町民の権利を守る議会としての尊い責務であると考えます。国に対し早期批准を求めることは、単なる外交問題への意見ではなく、町民の福祉と権利を守る議会としての責務です。

以上の理由により、本意見書案は速やかに可決すべきものと考えます。議員各位のご賛同をお願い申し上げます、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論ありませんか。これで討論を終わります。

これから意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（佐戸仁志君） 日程第13 閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（佐戸仁志君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

上程されました案件を議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には、議会運営に格別なるご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

町長をはじめ執行部の皆様におかれましては、審議の過程、また一般質問において各議員から述べられました意見等につきまして、今後の町政執行に十分反映されるよう望むものであります。

吉本町長をはじめ幹部職員の皆さん、本年もあと僅かとなり、年未年始、何かとご多忙と存じますが、ご自愛いただきまして、町政の積極的推進にご尽力をお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 11時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員